

居宅介護支援契約書

王寺町在宅介護支援センター
「ハートランドしきさん」

居宅介護支援契約書

王寺町在宅介護支援センター ハートランドしげさん(以下「事業者」という。)と_____様(利用者又は代理人)(以下「利用者」という。)とは、居宅介護支援の事業に関して、次のとおり契約を締結し、これを履行するものとする。

第1条(居宅介護支援の目的)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条(契約期間)

この契約の期間は、令和 年 月 日から始まり解約日までとします。

第3条(居宅介護支援の担当者)

事業者は居宅介護支援の担当者として居宅介護支援専門員を任命し、その選定又は交代をおこなった場合は利用者に文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画の変更等)

- 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合、速やかにサービス事業者等への連絡調整を行います。

第5条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第6条(事業者の解約権)

事業者は、利用者の著しい不诚信行為により契約を継続することが困難となった場合、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第7条(契約の終了)

- 1、次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。
 - 1) 第5条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
 - 2) 第6条の規定に定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
 - 3) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ①利用者が要介護認定を受けられなかったとき
 - ②利用者が介護保険施設や医療施設に入所・入院期間が2年を経過されたとき
 - ③利用者が死亡したとき

第8条(損害賠償)

事業者は、居宅介護支援の実施に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第9条(秘密保持及び個人情報の保護)

- 1、事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に洩らすことはありません。
- 2、利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件のもとで個人情報を利用できるものとします。
- 3、利用者及びその家族は、介護に関する記録の開示を求めることができます。

第10条(苦情対応)

- 1、利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合、又は、事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合は、事業者、市町村、又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2、事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情申し立て又は、相談があった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行ないます。
- 3、事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第11条(契約外条項)

この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、事業者と利用者の協議により定めます。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

また、後頁の王寺町在宅介護支援センター ハートランドしげさん「重要事項説明書」の説明確認の記名押印を兼ねることとします。

令和　　年　　月　　日

(事業者) 所在地 〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-6-1 まさごビル 2F
名 称 王寺町在宅介護支援センター 「ハートランドしげさん」
奈良県指定番号 2973200039
代表者 竹林 由 浩 印

事業者より契約内容及び重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(立会人) 住 所

氏 名 続柄 印

重要事項説明書

1、居宅介護支援を提供する事業所について

事業者名	一般財団法人 信貴山病院
代表者名	代表理事 竹林 由浩
所在 地	〒636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号 信貴山病院ハートランドしげさん 電話 0745-72-5006 FAX 0745-32-8710

2、居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしげさん」
介護保険指定事業所番号	奈良県2973200039
所 在 地	〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目6-1まさごビル2F
連絡担当者	電話 0745-33-5050 FAX 0745-33-5065 連絡先部署 在宅介護支援センター 担当氏名
事業所の通常の実施地域	王寺町周辺広域

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者からの相談に応じ、本人や家族の意向を基に必要なサービスを適切に利用できるようサービスの種類・内容・担当する者などを定めた計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
運営方針	1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助に努めます。 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。居宅サービス事業者の選択にあたっては、利用者へ複数の事業者を紹介し、利用者自らの選択を可能にします。 また、計画の作成において居宅サービス事業者を位置付けた理由を求めるに応じ可能にします。 4) 利用者の適切かつ最善なケアマネジメントを行う上で必要な情報の提供、収集等を利用者の同意を得、行政機関及び医療機関と行います。

	<p>5) 計画作成後においても利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じ計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。支援経過等の記録開示を求めに応じ行います。</p> <p>6) 利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行います。</p>
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	平日（月～金） （但し土・日・祝祭日 12月31日から1月3日まで休業）
営業時間	8時30分～17時 （但し、転送電話にて24時間常時連絡可能な体制あり）

(4) 事業所の職員体制

職種	勤務内容	体制と人員
管理者（兼務）	在宅介護支援業務全般	常勤1名
介護支援専門員	要介護者からの相談に応じ、居宅又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類、内容などの計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整などを行います。	常勤2名

3、利用料について

内容	1月当たりの料金
居宅介護支援費	利用者様負担はありません
各種加算	算定要件を満たす、初回・入退院時・特定事業所加算等の算定 利用者様負担はありません

4. ハラスメント対策

- 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

5、虐待の防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - 虐待の防止のための指針を整備します。
 - 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
 - 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者 田中 俊廣
--------------	-----------

- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

6、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7、感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

8、身体拘束

- (1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9、介護支援事業に関する相談・苦情について

介護認定に関して	各市町村福祉課介護保険係 対応時間 8 時 30 分～17 時（平日のみ） 奈良県介護保険審査会（奈良県庁内） 電話 0742-22-1101
サービス内容に関して	王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしげさん」 管理者 電話 0745-33-5050 FAX 0745-33-5065 利用時間 8 時 30 分～17 時 奈良県国民健康保険団体連合会 電話 0744-21-6811 FAX 0744-21-6822 各市町村福祉課介護保険係の窓口でも受け付けます。
虐待・ハラスメント等に関して	王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしげさん」 管理者 電話 0745-33-5050 FAX 0745-33-5065 利用時間 8 時 30 分～17 時

以上、重要事項の説明を行いました。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ① 事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画作成に基づき、利用者への円滑なサービス提供のため、実施されるサービス担当者会議、サービス事業所を利用する場合に使用する。
- ② 事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画作成に基づき、利用者への円滑な医療系サービス提供のため、医療機関及び主治医との情報提供・収集に使用する。
- ③ 事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画作成に基づき、利用者への適切なサービス提供のため、利用者の入退院時において医療機関及び主治医との情報提供・収集に使用する。
- ④ 市町村が主体で行う地域ケア会議において求めに応じ必要な場合に使用する。

2 使用する期間

令和 年 月 日 から居宅サービス計画の解約・終了時までとする。
尚、契約第7条1項に基づき、利用者が指定する他の支援事業者への関係記録の引継ぎ連絡調整についてはその業務の終了時までとする。

3 使用に当たっての条件

個人情報の提供は、1(使用する目的)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して洩れることのないよう細心の注意を払うこと。
場合によって、本人の申し出により情報の一部提供を差し止めることができる。

以上

王寺町在宅介護支援センター「ハートランドしきさん」 殿

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

立会人 氏名 _____ 続柄 _____ 印 _____